

「改訂」の方向性（仮称）

新必履修科目「公共（反称）」

1) 「公共」の雇

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

能力・質資

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的様々な情報の発信・受信主体等とともに必要な情報報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
 - 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代社会の諸課題の解決や現実社会の諸課題の解決に向け、事実を基に協動的に考察し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
 - 現代社会に生きる人間としての在り方生き方にについての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそ

「アラバマ州の田舎の駄菓子屋が、駄菓子屋で遊んでいた時、突然死んでしまった」という事件

- 自立した主体とは、孤立て生きるのではなく、他者との協働による主体であるということを学ぶとともに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

倫理的主体となる私たち

ア 公共的な空間を作る私たち

→今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を学ぶ。聞い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

→社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛けりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていいくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

ウ 公共的な空間における基本的原理

→個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基盤原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的事象や現実社会の諸課題の解決に向け、事実を基に協動的に考査し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したこととを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての在り方生き方にについての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそことする自覚

ア 政治的主体

イ) 自立した主体

ウ 法的主体と
裁判制度

政治参加、
国家主権(イ)

課題を自ら見出し、考
える様々な制度の
的に行われるよう課
題の例>

（ア）自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間に於ける知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効率に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

ア 政治的主体となる私たち

＜題材の例＞

- 政治参加 世論の形成、地方自治、
国家主権（領土を含む）、国際貢献…
- 財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題
(労働関係法制度を含む)…
- 多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画…
- （ア～エ）のうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる
- 裁判制度と司法参加…

イ 経済的主体となる私たち

職業選択、金融の動き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり…

ウ 法的主体となる私たち

消費者の権利や責任、契約…

エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニケーション
⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、イントーナンスの事前・事後の学習など	選挙管理委員会、消費者センター、弁護士、NPOなど
考えられる 学習活動の例	関係する 専門家・機関

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

小学校 家庭科の改訂の方向性

現行学習指導要領

検討事項

家庭科における見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を當むため工夫すること

「論点整理」における指摘事項

- 生活の科学的な理解
- 生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- 小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化
- 各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- 少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共に生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定）
- 妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定）
- 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める
- 第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定）家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 教育推進基本計画（H23. 3. 31教育推進会議決定）
- 学校教育全体を通して教育を組織的・計画的に推進する
- 和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4）
- 日本の伝統的な食文化
- 消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22）
- 環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定）
- 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する

D 身近な消費生活と環境

- (1) 物や金銭の使い方と買物
- (2) 環境に配慮した生活の工夫

今後の方向性

目指す資質・能力等

内 容
<p>● 家族・家庭生活に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化に関する内容の改善 ・家族や地域の人々との関わり(異世代)、家庭の仕事への協力等、家庭生活と家族の大切さの理解に関する内容の充実(実践的な学習は他教科等と連携) ○家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実
<p>小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方・考え方を踏まえた内容の改善</p>
<p>● 衣食住の生活に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・生活の自立の基礎として必要な衣食住についての理解と技能 ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方にについての理解と技能 <p>● 衣食住の生活に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・生活の自立の基礎を培うための基礎的な技能の確実な習得を図る学習の充実 ・健康で安全な食生活のための食育の充実 <p>● 衣食住の生活に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・日本の生活文化の大切さに気付く学習の充実 ○生活の科学的な理解の重視 ○家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実 <p>● 消費生活・環境に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方にに関する内容の充実 ○家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実 <p>● 消費生活・環境に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方にに関する内容の充実 ○家庭や地域との連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

中学校 技術・家庭科（家庭分野）の改訂の方向性

現行学習指導要領

検討事項

家庭分野における見方・考え方

A 家族・家庭と子どもとの成長

- (1) 自分の成長と家族
- (2) 家庭と家族関係
- (3) 幼児の生活と家族

「論点整理」における指摘事項

- ・生活の科学的な理解
- ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化

- ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、
- ・他者と共に自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

C 衣生活・住生活と自立

- (1) 衣服の選択と手入れ
- (2) 住居の機能と住まい方
- (3) 衣生活、住生活などの生活の工夫

D 身近な消費生活と環境

- (1) 家庭生活と消費
- (2) 家庭生活と環境

今後の方針

目指す資質・能力等

- 生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解と技能

- ・家庭の基本的な機能及び家族についての理解
- ・幼児、高齢者についての理解と技能
- ・生活の自立に必要な衣食住についての理解と技能
- ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての基礎的な理解と技能

- 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、これからの生活を展望して課題を解決する力

- ・家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力
- ・生活課題について他の生活事象と関連付け、これから的生活を展望して多角的に捉え、解決策を構想する力
- ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことなどを根拠や理由を明確にして論理的に表現する力
- ・他者の意見を聞き、自分の意見との相違点や共通点を踏まえ、計画・実践等について評価・改善する力

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定）
- ・妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定）
- ・高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める

- 第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定）
- ・家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 教育推進基本計画（H23. 3. 31教育推進会議決定）
- ・学校教育全体を通して教育を組織的・計画的に推進する
- 和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4）
- ・日本の伝統的な食文化
- 消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22）
- ・学校における消費者教育の推進
- 環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定）
- ・日本生活文化を継承しよどぐとする態度
- ・将来生活や職業との関わりを見通して学習に取り組もうとする態度

● 家族・家庭生活に関する内容
○少子高齢化に関する内容の改善
・家庭の機能の理解や幼児、高齢者との交流等、家庭や地域の人々との関わり、家庭生活と地域との関わりに関する内容の充実
(実践的な学習は他教科等と連携)
○家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

内 容

● 小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭分野における見方・考え方を踏まえた内容の改善
・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭分野における見方・考え方を踏まえた内容の改善

高等学校 家庭科（共通教科）

改訂の方向性

現行学習指導要領

検討事項

家庭基礎(2単位)

- (1) 人との家族・家庭及び福祉
- (2) 生活の自立及び消費と環境
- (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

家庭科における見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること

「論点整理」における指摘事項

- 生活の科学的な理解
- 生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- 小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化
- 各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- 少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

生活デザイン(4単位)

- (1) 人との家族・家庭
- (2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉
- (3) 生活における経済の計画と消費
- (4) 生活の科学と環境
- (5) 生活の生活設計
- (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

今後の方向性

目指す資質・能力等

- 自立した生活者に必要な家族・家庭・衣食住、消費や環境等についての科 学的な理解と技能

- 家族・家庭についての理解
- 乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解と技能
- 生涯の生活設計についての理解と技能
- 各ライフステージに対応した衣食住についての理解と技能
- 生活における経済の計画、消費生活や環境にから問題を見出して課題を設定し、生涯を見通して解決する力

- 家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力
- 生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想する力
- 実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に表現する力
- 他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定）
- 妊娠や家庭・家族の役割について、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定）
- 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める

- 第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定）家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 食育推進基本計画（H23. 3. 31食育推進会議決定）

- (1) 人との家族・家庭及び福祉
- (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立
- (3) 食生活の設計と創造
- (4) 衣生活の設計と創造
- (5) 住生活の設計と創造
- (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

内容

必履修科目・単位

- 「家庭基礎(仮称)」2単位科目
- 親の役割と子育て支援(乳児期)、高齢者の理解と生活支援技術の基礎、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実

○衣食住の生活に関する内容の改善

- 自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実（食育、食文化等の充実）
- 生活の科学的な理解の一層の重視
- 持続可能な社会の構築に関する内容の改善
- 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実
- 「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

○衣食住の生活に関する内容の改善

- 自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実（食育、食文化等の充実）
- 生活の科学的な理解の一層の重視
- 持続可能な社会の構築に関する内容の改善
- 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実
- 「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

○衣食住の生活に関する内容の改善

- 自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実（食育、食文化等の充実）
- 生活の科学的な理解の一層の重視
- 持続可能な社会の構築に関する内容の改善
- 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実
- 「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、専門教科「家庭」の科目を履修することができる。